

非常変災等緊急事態における非常措置について（お知らせ）

保護者の皆さまには益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育に対しまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、台風等による非常変災時の取り扱いにつきましては下記のようにいたしますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この非常措置のお知らせは**保管**していただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

1 特別警報および暴風警報の発令時における措置

- ・午前7時において「大雨、暴風、大雪を含む特別警報」および「暴風警報」が発令あるいは発令中の場合は、**臨時休業**とします。その際、学校からの連絡はいたしません。
※臨時休業の場合、翌日の学習予定は、あらかじめ学校からの指示がない場合は「時間割どおり」の準備をさせていただきます。

◆当日のテレビやラジオ等の「気象情報」にご注意ください。

2 「大雨、暴風、大雪を含む特別警報」および「暴風警報」が発令前、解除後における特別措置

- ・午前7時以前であっても、午前7時には「大雨、暴風、大雪を含む特別警報」および「暴風警報」が発令が必至と判断される場合には、学校からの指示により自宅待機や臨時休業の措置を取ることがあります。
- ・午前7時までに「大雨、暴風、大雪を含む特別警報」および「暴風警報」が解除された場合であっても、生徒の通学路の状況から災害等の危険が予測される場合には、学校からの指示により自宅待機の措置や、必要に応じて始業時刻の繰り下げまたは臨時休業の措置を取ることがあります。

3 その他の警報（大雨、洪水、大雪等）発令時の措置

- ・その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）が発令された場合は、休業にはなりません。ただし、状況に応じて始業時刻の繰り下げ等の措置が必要な事態になった場合は、学校からの指示により適切な措置を取ることがあります。